

回 答 書

業務名：平成27年度静岡県立総合病院 土壌汚染状況調査業務委託

	質問事項	回答
1	土壌汚染状況調査の計画内容	
①	当該調査計画については、土壌汚染対策法第4条届出によって静岡県環境保全課の確認を得られていると理解してよろしいでしょうか。	そのとおりである。
②	上記届出が出されている場合、土地の利用履歴調査は既に実施済みと考えられますので、調査対象物質や調査位置の変更はないものと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりである。
③	業務委託仕様書について 5. 業務内容 (2) 業務内容 ウ 調査対象物質及び分析方法の中の第二種特定有害物質（土壌含有量）に記載されている「1,1,1-トリクロロエタン」は間違いであり、削除ということではよろしいでしょうか。	<p>そのとおりである。 業務委託仕様書のうち、「5. 業務内容 (2) 業務内容 ウ 調査対象物質及び分析方法」を以下のとおり改める。また、設計書についても同様の扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種特定有害物質 記載のとおり ・ 第二種特定有害物質（土壌溶出量試験） <p>【誤】 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物 溶出試験前処理</p> <p>【正】 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 アルキル水銀化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物 溶出試験前処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二種特定有害物質（土壌含有量試験） <p>【誤】 六価クロム化合物 シアン化合物 1,1,1-トリクロロエタン アルキル水銀化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物</p>

		ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物 含有試験前処理 【正】 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物 含有試験前処理
④	「土地の形質変更計画地における試料採取地点図」において、土壤汚染のおそれがない土地と評価された区画で、第三種特定有害物質（シマジン1物質）の試料採取および分析を行う計画となっておりますが、その理由を開示願います。	過去に農業試験場として農薬を使用していたため。
⑤	建物内における試料採取位置について、現説時に説明されたように10m格子内であれば建物外側で試料採取を行うことで見積り計上いたしますが、受注後の位置だし測定の結果、10m格子がすべて建物にかかる場合や環境行政との協議の結果により建物内部で行わざるを得ない場合は、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりである。
2	対象地状況および現場作業（測量および試料採取にかかる見積りに資するため）	
①	土壤調査期間中に、通常医療や救急業務、他の工事（例えば解体工事）との調整により、一旦休止もしくは手順替えなどの考えられる情報を判る範囲で事前に教えていただきたい。	土壤調査期間中における工事は、以下のとおりである。 ・（仮称）新放射線治療・手術棟周辺整備工事（着工中） ・西館等解体工事（5月下旬より着工予定）
②	「土地の形質変更計画地における試料採取地点図」に基づく試料採取深さを求めるために、西館建物、特に地下構造（地下室、ピット室等）が把握できる図面（建物平面図、建物断面図等）および当該地の地下埋設配管の敷設状況（平面、土被り深度）を把握できる図面を借用させていただきたい。	契約後に、貸与する。
③	試料採取に伴う開口部の復旧について、アスファルト部は常温アスファルト材、コンクリート部はモルタルによる復旧、また建物内部床面は協議による（設計変更の対象）ということ为宜しいでしょうか。	アスファルト部とコンクリート部については、そのとおりである。 建物内部床面は、補修の必要はない。